

「新宿区空家等対策計画」の改定及び 改定素案に対するパブリック・コメント等の実施結果について

区では、「新宿区空家等対策計画（以下、「区計画」という。）」を平成 30 年 1 月に策定し、国の空家政策の動向や社会経済情勢の変化等を踏まえ、5 年を目途に必要な応じて見直しを行うこととしている。策定からおよそ 5 年が経過し、令和 5 年 12 月に「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「特措法」という。）」が改正施行されたことを受け、区では「新宿区空き家等の適正管理に関する条例」を廃止し、新たに「新宿区空家等及び廃棄物に起因する管理不全状態にある土地等の適正管理に関する条例（以下、「空家等条例」という。）」を令和 7 年 4 月 1 日に施行した。

特措法の改正や、空家等条例に対応した区計画の改定素案に関するパブリック・コメント等の実施結果を踏まえ、下記のとおり改定する。

記

1 区計画改定案の概要・・・資料 1

(1) 計画の位置づけ

特措法及び空家等条例の規定に基づき、区において空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、国の基本指針に即して定めた計画である。

(2) 計画期間

令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度まで

※国の政策動向や社会経済情勢の変化等を踏まえ、5 年を目途に必要な応じて見直す。

(3) 対象地域及び対象空家等

① 対象地域 新宿区内全域

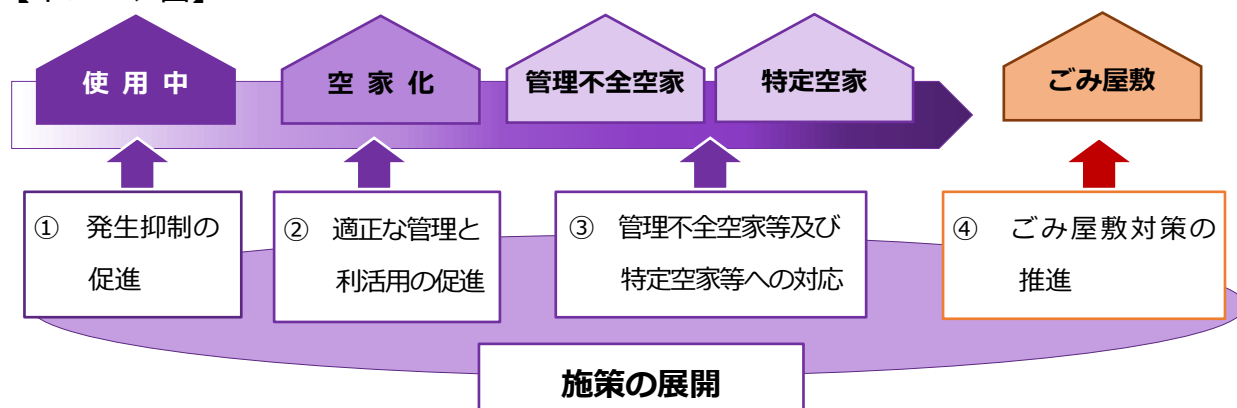
② 対象空家等 特措法に規定する「空家等」に加え、空家等条例に規定する「長屋における空き住戸」と「居住者のいるごみ屋敷」も対象とする。

(4) 基本方針

空家等の所有者等はもとより、地域住民、民間事業者、関係行政機関など多様な主体が相互に連携した総合的な空家等対策とし、区が取り組むべき基本方針を体系化し、各段階に応じた施策を展開していく。

- ① 発生抑制の促進
- ② 適正な管理と利活用の促進
- ③ 管理不全空家等及び特定空家等への対応
- ④ ごみ屋敷対策の推進

【イメージ図】



2 パブリック・コメント等の実施結果・・・資料2

(1) パブリック・コメント

① 実施期間

令和7年10月25日（土）から11月25日（火）まで

② 意見提出者数及び意見数

意見提出者 3名・団体

意見数 30件

③ 意見の改定案への反映等

項目	件数
A 意見の趣旨を反映する	0件
B 意見の趣旨は、改定素案の方向性と同じ	4件
C 意見の趣旨に沿って計画を推進する	0件
D 今後の取組の参考とする	1件
E 意見として伺う	21件
F 質問に回答する	1件
G その他	3件
合計	30件

④ パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

資料2、P3～P8のとおり

(2) 地域説明会

① 開催日及び会場、参加者数

開催日	会場	参加者
令和7年11月6日(木)	四谷地域センター	16名
令和7年11月10日(月)	落合第一地域センター	
令和7年11月13日(木)	牛込筆筒地域センター	

② 意見数及び意見の改定案への反映等

意見数 24件

項目	件数
A 意見の趣旨を反映する	0件
B 意見の趣旨は、改定素案の方向性と同じ	1件
C 意見の趣旨に沿って計画を推進する	1件
D 今後の取組の参考とする	1件
E 意見として伺う	8件
F 質問に回答する	13件
G その他	0件
合計	24件

③ 地域説明会における意見・質問要旨と回答要旨

資料2、P9～P12のとおり

3 パブリック・コメント意見を踏まえた改定素案からの変更点

「(1)新宿区空家等実態調査の概要」の(1)を削除する(資料1、P14)。また、「②アンケート調査の概要」内の5つの大項目に、ア～オの記号を付ける(資料1、P29～P48)。

4 今後のスケジュール(予定)

- 3月 4日 政策経営会議(区計画改定及びパブリック・コメント等の実施結果)
- 3月 17日 防災等安全対策特別委員会へ報告(同上)
- 3月 25日 区計画及びパブリック・コメント実施結果公表
(広報新宿及び区ホームページ掲載)
区計画冊子発行